

建設工事における最低制限価格の算定方法の変更について

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知する建設工事について、最低制限価格の算定方法が一部変更となりますので、お知らせします。

1 対象

設計金額が500万円を超える建設工事（従前のとおり）

2 算定方法

- (1) 最低制限価格は、対象工事の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額（1,000円未満の端数を切り捨て）とします。ただし、その額が設定範囲の下限額に満たない場合はその下限額を、上限額を超える場合はその上限額を最低制限価格とします。

現 行	改正後
ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
エ 一般管理費の額に10分の <u>5.5</u> を乗じて得た額	エ 一般管理費の額に10分の <u>6.8</u> を乗じて得た額

(2) 設定範囲

下限額 予定価格に10分の7.5を乗じて得た額

上限額 予定価格に10分の9.2を乗じて得た額

(3) 特別な場合

特に必要があると認められるときは、対象工事の予定価格に10分の7.5の割合を乗じて得た額から10分の9.2の割合を乗じて得た額までの範囲内で、最低制限価格を別に定めることができる。

3 実施日

令和4年4月1日（令和4年4月1日以降に公告又は指名通知するものから適用します。）